

設置の趣旨等を記載した書類

(教育学部教育学科)

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
1-1	教育学部教育学科設置の背景及び理由・必要性	1
(1)	教育学部設置の背景	1
(2)	教育学科設置の背景	2
1-2	養成すべき人材及び学位授与の方針	3
(1)	中心的な学問分野、養成する人材像	3
(2)	教育研究上の目的、学位授与の方針	3
2	教育学部教育学科の特色	4
3	学部・学科等の名称及び学位の名称	5
4	教育課程の編成の考え方及び特色	6
4-1	教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	6
4-2	教育課程編成の特色	7
(1)	全学共通科目	7
(2)	外国語科目	7
(3)	専門教育科目	7
(4)	履修順序（配当年次）の考え方	10
5	教員組織の編成の考え方及び特色	13
(1)	教員配置の方針	13
(2)	研究分野、実務経験者の配置、保有学位等	13
(3)	教員の年齢構成	13
6	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	14
(1)	授業内容に応じた授業の方法及び1クラス当たりの学生数	14
(2)	履修科目の年間登録上限	15
(3)	卒業要件	15
(4)	履修モデル	15
7	施設、設備の整備計画	17
(1)	校地、運動場の整備計画	17
(2)	校舎等施設の整備計画	17
(3)	図書等の資料及び図書館の整備計画	17
8	入学者選抜の概要	18
(1)	入学者受け入れに関する方針	18
(2)	選抜方法	19

9	取得可能な資格.....	20
10	実習などの具体的計画.....	21
	(1) 保育実習	22
	(2) 教育職員免許法施行規則に定める教育実習及び介護等体験	24
11	企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	27
	(1) 実習先の確保の状況.....	27
	(2) 実習先との連携体制.....	27
	(3) 成績評価体制及び単位認定方法	27
12	管理運営	28
13	自己点検・評価.....	28
14	情報の公表	29
15	教育内容などの改善を図るための組織的な研修など.....	30
	(1) 教員の資質の向上について	30
	(2) 教育・授業支援活動.....	31
	(3) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的運営	31
16	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	31
	(1) 教育課程内の取り組みについて	31
	(2) 教育課程外の取り組みについて	32
	(3) 適切な体制の整備について	32

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

1-1 教育学部教育学科設置の背景及び理由・必要性

(1) 教育学部設置の背景

本学の建学の精神及び教育理念は、学校法人松蔭女子学院寄付行為・神戸松蔭女子学院大学学則・神戸松蔭女子学院大学大学院学則に示されている。

第1条 本学は聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成と心身ともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けるとともに学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することを目的とする。

その目的を実現するために、三つの教育の特色を掲げている、一つは「キリスト教の精神：他者を思いやるキリスト教の愛」、二つ目は「実践的な教養：深い教養知識と広い実用技術の融合」、三つ目は「キャリア教育：個性豊かに生きる自分だけの人生」である。

平成 16 (2004) 年に新設された人間科学部は、本学の建学の精神であるキリスト教の愛の精神と人間諸科学の教育を通じて、他者への思いやりの心を持った社会人を養成するとともに、社会科学、自然科学という複合的な視点から健康で人間らしく質の高い生活の実現と継承に資する人材を育成することを目標としてきた。

平成 20 (2008) 年に人間科学部に設置された子ども発達学科は、人間理解についての心理学、教育学などの専門知識と具体的な技能に加えて、教育現場で応用可能な知識・技能を習得し、学校教育・幼児教育・保育及び家庭・地域における教育活動ないし子育てを支援できる人材の育成を目標としてきた。

しかしながら、社会の変化に伴い教育に携わる人材に求められる資質もまた変化している。その一つはグローバル化への対応であり、外国語やその背景にある文化の多様性を尊重することが教育に求められている。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様性を尊重する態度の育成が求められているとともに、生徒の多様性に対応することが求められている。さらに、グローバル化や情報通信技術の進展にともない、各教科の指導に関する専門性と学習・指導方法の向上が求められている。

これまで子ども発達学科が人材養成の対象としてきた幼児教育、小学校教育段階における学びの展開にとどまらず、中学校教育、高校教育段階の英語教育を加えて、グローバル化に対応した専門性の向上を可能にすることが必要である。また、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを全ての教職員が理解し、通常の学級においても障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に指導できる知識と技術が幼・小・中・高校の教員や教育に関わる人材に望まれている。さらに、情報通信技術の進展に伴う新たな知識や技術を、学校種間を超えて共有するとともに、幼・小・中・高の縦のつながりを見通す幅広い視点を持った人材の養成を行うことが必要となっている。

ゆえに、教育に対する使命感の育成、専門職としての高度な知識・技術の育成、地域や社会と連携できる人間性の育成などを目的とした学部として教育学部を新たに設置して、子ども発達学科を発展的に移行することとする。

(2) 教育学科設置の背景

グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっている中、これからの社会と学校においても、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて、知識を活用し、付加価値を生み、イノベーションや新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められている。

国際的視野を持ち、他者と協働して課題解決を行うためには、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要である。平成 26 年に出された英語教育の在り方に関する有識者会議による「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告 ～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」において、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべきと指摘されている。そして、今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成は重要な課題とされ小・中・高校を通じた英語教育の充実・強化が求められている。

子ども発達学科では平成 20（2008）年の開設以来、早期英語教育科目、異文化理解を目的とした科目を開講してグローバル化に対応するとともに、「海外教育実習」においてオーストラリアの児童教育を実践的に学ぶ機会を設けてきた。

一方、本学では、文学部英語学科を中心に実践的な児童英語教育を行ってきた。近隣小学校の 5、6 年生のクラスに、児童英語を専攻する学生を派遣し、歌やゲームを取り入れるなど授業内容を工夫した英語授業のサポートを行っている。さらに本学と同じくキリスト教日本聖公会関係学校である聖ミカエル国際学校と交流協定を結び、本学学生がすべて英語を使った教育指導を体験している。これらの取り組みは、先に述べた児童期からスタートする異文化理解や異文化コミュニケーション教育を先取りした試みであり、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の 4 技能を統合した技能統合型の教育方法の実践を積み重ねてきた。

一方、個人や社会の多様性を尊重するためには、少子化社会の中で子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、そうした課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが学校教育の課題となっている。発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障害の状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていく教育が必要である。

以上の経緯と教育における今日的課題から、子ども発達学科に英語の専門的学びと障害のある子供たちの力を伸ばす学びを付加する可能性について検討した結果、保育士、幼稚園教員、小学校教員の養成に加えて、中学校教員（英語）、高等学校教員（英語）、特別支援学校教員の養成と地域社会や教育関連企業で教育活動及び子育て支援を推進できる人材を養成する新学科を構想するにいたった。新学科は名称を教育学科とし、主として幼稚園教員と保育士の養成を行う幼児教育専修、主として小学校の教員と中等教育の英語教員の養成を行う学校教育専修の二つの専修を置き、両専修ともに特別支援教育の学びを可能とする。

1-2 養成すべき人材及び学位授与の方針

(1) 中心的な学問分野、養成する人材像

本学部に設置する教育学科の中心的研究対象とする学問分野は、人間科学部子ども発達学科と同様に教育学とその関連分野とし、学校教育における専門的知識や社会における子育て支援のスキルを習得させ、学校で教員として活躍できる人材、家庭や地域社会や教育関連企業で教育活動及び子育て支援を推進できる人材の養成を目指す。

既設の子ども発達学科においては、幼児教育コースと初等教育コースを設置し、幼児教育から小学校教育における円滑な接続について幼児期と児童期の教育活動をつながりて捉えるように、心理学、教育学などの専門的知識と具体的な技能に加えて、教育現場で応用可能な知識・技能を習得する教育課程を編成し、人材を養成してきた。新学科である教育学科の幼児教育専修では、子ども発達学科の人材養成を継承するが、インクルーシブ教育システムの構築に向けた多様性の尊重が重要な教育的課題となっているなか、障害のある子供を理解し対応できる能力を育成する。

英語教育においては、各学校種での指導改善は進んでいるものの、特に小・中学校間の接続が十分とは言えず、進学後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができていない状態が続いている。このような状況を改善するため、本学科の学校教育専修では、子ども発達学科の初等教育コースの人材養成を継承するだけでなく、小・中・高校を通じた英語教育の充実・強化の要請に応じて英語教育系列科目を設置し、小学校における英語の教科化に対応した英語教育能力を養成するとともに、小・中・高校を一貫した英語教育を行うことのできる能力を育成する。また、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援に係る教育課程を設けて、障害のある子供を理解し対応できる能力を育成する。

ゆえに人間科学部子ども発達学科は、幼児教育から中等教育までの発達段階を見通し、校種の垣根を越えた一人一人の教育ニーズに応える人材を育成する目的のもとに、教育学部教育学科として再スタートする。

(2) 教育研究上の目的、学位授与の方針

本学はキリスト教の「愛の精神」に基づき、他者への思いやりの心をもって社会に貢献する人材の育成、また、リベラルアーツを基本とした教養豊かな人材の育成を目標としている。その教育目標の上に立って、教育学部及び教育学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のとおりとする。

○教育学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

知識・理解

教育学の基礎知識と関連分野の知識を学び、複眼的視点に立って自身の学びと教育の重要性を理解する。

汎用的技能

教育現場の多様な実態に応じて設計、実施、評価、改善する教育デザインができる。

態度・志向性

(1) 直面する課題や問題に自らが積極的に関わり、関心をもつことができる。

(2) 教育学を学んだ者としての責任と義務についてその重要性を自覚できる。

○教育学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

知識・理解

教育学の理論や実践を踏まえながら、学校、地域、家庭の教育課題を題材にし、生きて働く知識を身につける。地域社会、共生社会、グローバル化などの広い視点から教育問題を理解し分析できる。

汎用技能

教育と学びの現場の実態を正確に把握し、主体的で対話的な学びの視点から学習過程を改善することができる。外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、他者に配慮しながら、具体的で身近な話題についての理解や表現、情報交換ができるコミュニケーション能力を持つ。

態度・志向性

社会の様々な問題を教育の現場に立脚した視点から分析し、解決策を提案できる。自ら学び続ける中で省察し、教育の専門家として責任感を持ち、教育活動に積極的に関与する姿勢を身につける。

2 教育学部教育学科の特色

中央審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、本学部は、高度専門職業人養成及び地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）に重きを置いて、教育や研究を展開する。

この方針のもとに、教育学科においては、高度専門職業人養成として教職課程を置き、その質保証をし、教育に携わることを目指す学生が修得すべき知識・技能を明確化し、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に重点を置いたカリキュラムを編成している。教育学科には、幼児教育専修、学校教育専修の二つの専修を置き、両専修において指導力を有する実務経験者を教員組織に多数登用し、実践的指導力が育成できるように配慮している。

幼児教育専修（募集人員 80 人）は、幼稚園教諭と保育士の両方の免許・資格の取得を可能にしたコースである。幼稚園や保育所への就職だけでなく、昨今急速に普及が進んでいる幼保連携型認定こども園に保育教諭として就職することが可能な優れた人材を育成することを目指す。また、小学校教諭の養成に係る科目の履修も可能なように教育課程を編成し、幼小連携に貢献しうる人材の育成を目指す。

このように幼児教育・保育の今日的課題を踏まえ、その課題解決にむけて、保護者や地域の人々と協働しながら教育・保育を実践していく力とその専門性を身につけた人材を養成する。さらに、教育・保育の質を高めるために、子供や保護者を理解し、計画的に教育・保育を実践するとともに、省察を通して改善していく技量や力量（PDCA の確立）や実習等の充実を図ることのできる、専門家の養成を目指す。本学には、学内に子育て支援ルームを設置しており、併設の社会福祉法人は認定こども園を運営している。以上のように学生教育を日常の中で実現できる環境が整っている。

学校教育専修（募集人員 40 人）には、小学校の教員免許状の取得、及び進路に応じて幼稚園や特別支援学校の教員免許状の取得を目指す小学校教育コース、小学校に加え、中学校

と高等学校の英語科の教員免許状の取得を目指す英語教育コースが用意されている。

小学校教育コースは、小学校の教員免許状の取得を可能にしたコースである。これまで既設の子ども発達学科で培われた子供の発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育のつながりを理解するための教育課程を編成し、教員免許状更新講習をはじめとして、家庭や地域における教育活動や子育ての現状や課題について積極的に関わっていく。これに加えて、幼稚園と小学校の円滑な接続を担う人材となるべく、幼稚園の教員免許状の取得に向けた科目の選択が可能である。これは、幼稚園においても教育目標が定められ、幼児教育と初等教育を一連の発達過程に沿って理解する社会的必要性の高まりに対応するものである。

英語教育コースは、小学校における英語の教科化に伴い第二言語習得としての英語教育の理論を踏まえたうえで英語教育の実践力の養成に重点を置き、小学校の教員免許状の取得を前提としながら、中学校・高等学校の英語科の教員免許状の取得を可能にしたコースである。英語教育のスペシャリストとしての高い英語の運用能力を身につけるとともに、国際化する社会・多文化が共生する社会に生きる次世代の児童・生徒に外国語（英語）を学ぶことの意義や面白さを伝えることのできる人材の養成を目指す。

幼稚園若しくは小学校の教員免許状を基礎資格として特別支援教育の3領域（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域）の教員免許状を取得できるようにし、特別支援学校や特別支援教育での実践に携わることのできる人材を養成する。平成29年度通級による指導実施状況調査結果によると、過去3年間で児童生徒数は20.9%（平成27年度90,105人、平成28年度98,311人、平成29年度108,946人）増加している。また、前年度に比べ各障害種で増加しており、言語障害で768人増、自閉症で3,691人増、情緒障害で2,768人増、学習障害（LD）で2,002人増、注意欠陥多動性障害（ADHD）で1,249人増となっている。この結果からも、特別支援学級、通級による指導の担当教員は特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が、校内の他の教員に与える影響も極めて大きいことがわかる。新学科の特別支援教育は、地域における専門的な研修の拠点となって、指導教員の専門性の確保・向上を図る。

本学科の特色として、学生が共通に学ぶ科目として「教職概論」、「教育社会学」、「特別支援教育入門」、「教育方法の理論と実践」といった科目を置くことで、幼・小・中・高の縦のつながりを見通す幅広い視点を持った人材の養成を可能にする。さらに、小学校における英語の教科化をふまえ、「児童英語」と「英語科指導法」を設定した。こうした英語教育の早期化を受け、早期英語教育に必要な理論と技能を学ぶとともに、異文化理解教育に携わるための知識並びに実践的指導力を身につける科目を英語教育系列に開設する。

このように、各プログラムは所属するコース以外の学生にも一部（実習科目や専門性の高い科目）を除き開放され、学科のすべての学生が多様な学びを構築できるようになっている。

3 学部・学科等の名称及び学位の名称

教育学部教育学科は、学校教育における専門的知識や社会における子育て支援のスキルを習得させ、学校で教員として活躍できる人材、家庭や地域社会や教育関連企業で教育活動及び子育て支援を推進できる人材の育成を目標とし、これらの目標を実現するための教育課程

を編成する。以上の理由により、学部の名称を「教育学部」とし、学科の名称を「教育学科」とする。また、授与する学位の名称は、「学士（教育学）」とする。

英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、学部の英訳名称を Faculty of Education に、学科の英訳名称を Department of Education に、学位の英訳名称を Bachelor of Education にすることとした。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

本学部教育学科の教育課程の編成・実施の方針及び設置科目は、以下のとおりである。

○教育学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学科では、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の免許状が取得できる教職課程と保育士資格が取得できる指定保育士養成施設を置き、校種の垣根を越え幼児教育から中等教育までの発達段階を見通し、グローバル化時代に対応し、一人一人の教育ニーズに応えることができる人材を育成する目的のもとにカリキュラムを編成し実施する。

1. 教養教育科目においては、教育学の専門領域について高度専門職業人として、生涯を通じて学び続けるための基礎的な思考や方法論を身につける。基礎演習等の少人数で実施する科目では、教員・学生相互間の議論を活発化し、課題を発見し、解決に向けて協働的に学ぶ。
2. 教職コア科目においては、校種を越えて学ぶ必要がある教職科目を必修科目として履修し、学生が取得する免許・資格に応じて必要な科目を選択する。
3. 教職実践科目においては、取得する免許・資格に応じた教育実習や保育実習及びその指導に関わる科目を履修する。また、こうした実習に向けて、学校教育現場と関わるための学外体験活動を通して、学習段階に応じて、履修科目と教育現場での実践の効果的な往還ができる。
4. 教職発展科目においては、教育実習や保育実習を終えた後、自らの課題に応じて、より高度な教育実践力を育成する。
5. 専修の専門科目として、幼児教育科目（保育教育系列、幼児教育系列）と学校教育科目（小学校教育系列、英語教育系列）という科目群から進路に応じて、免許・資格に必要な科目を履修する。
6. 特別支援教育科目においては、幼稚園教諭や小学校教諭の免許課程を基礎としながら、多様な障害を持つ子供への理解及び指導方法について理解を深める。知的障害、肢体不自由、病弱児の障害、重複障害といった障害の種類に対応して専門的に学びを深めたのち、教育現場での実践へと展開する。

なお、本学科では、取得できる免許・資格が多岐にわたるため、学生は所属する専修の目標にしたがって科目を選択していく。各専修の目標は、以下のとおりとする。

・幼児教育専修

幼児教育専修では、保育や幼児教育に関する専門的知識・技能を習得する。2・3年

次には保育実習や教育実習を通じて、保育や幼児教育、家庭・地域における教育活動や子育ての現状を理解するとともに実践力を身につける。

・学校教育専修

学校教育専修には、小学校教育コースと英語教育コースを置く。いずれのコースにおいても小学校教育を担うために必要な専門的知識・技能の習得を図る。4年次の教育実習等の現場経験を通じて、家庭・地域における教育活動や子育ての現状を理解するとともに実践力を身につける。こうした小学校教育の学びに加え、英語教育コースでは、中学校・高等学校の英語科の教員免許状の取得に関わる科目を履修し、英語の基本4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）の指導技術を身につけ、英語のコミュニケーション能力を向上させるとともに、言語や文化の異なる人々と主体的に交流するような実体験を通して、異文化に対する理解をする。

4-2 教育課程編成の特色

(1) 全学共通科目

本学の教育理念を実現するため、三つの教育の特色を掲げている、一つは「キリスト教の精神：他者を思いやるキリスト教の愛」、二つ目は「実践的な教養：深い教養知識と広い実用技術の融合」、三つ目は「キャリア教育：個性豊かに生きる自分だけの人生」である。全学共通科目は、この三つの特色に対応して設定している。具体的には、建学の精神としてのキリスト教主義を理解し、人間の在り方を学ぶ松蔭とキリスト教系列、自身のキャリアを具体的にしていくための指針となるキャリア系列、学びの基礎であるとともにキャリア形成において重要な日本語コミュニケーション能力を養成するコミュニケーション系列、高度情報社会において大学での学びに必要な知識や技術を学ぶ情報系列、深い教養知識を身につける教養系列、そして、健康に対する知識と技術を身につける健康スポーツ系列から構成される。

(2) 外国語科目

学習指導要領改訂（平成29年3月告示）に伴い、外国語が教科として小学校においても指導されることになった。こうした学校教育現場においても活躍できる人材を育成すべく、本学で伝統的に行われてきた充実した外国語教育を、本学科にも導入する。具体的には、1年次に、ネイティブ・スピーカー又は日本人教員による週2回の総合英語「General English A・B」によって、英語の4技能をバランスよく習得できるようにする。2年次には、ネイティブ・スピーカー教員による「Practical English A・B」によって、英語コミュニケーション能力の充実を図る。また、英語以外にもフランス語、中国語、韓国語を開講し、グローバルな視点と理解力を持つとともに多様な出自の児童・生徒に対応できる人材の養成も可能にする。

(3) 専門教育科目

ア 教養教育科目

必修科目である教養教育科目には、本学科の全学生が学ぶべき科目を設定した。具体的には、「基礎演習A・B」、「教育現場体験」「教育学演習A・B」、「卒業研究」、「スポーツと健康」である。

1年次配当の「基礎演習 A・B」は、教育学の専門領域について、少人数で受講し、教員・学生相互間の活発な議論を促す科目である。「教育現場体験」では、学内を中心とした学びにとどまらず、保育所（認定こども園）や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、保育者や教師が現場で働く姿を見学するとともに、子供とふれあう体験を行い、理論と実践の相乗的な学習効果を図る。初めての見学実習であることから、各担当者から見学のマナーや見学の視点などを学び、少人数に分かれて保育・教育の現場を訪問する。

こうした学びに加え、後述の専門的な学びを振り返る科目として、3年次配当の「教育学演習 A・B」を設定する。これは、ゼミナール形式によって学生がこれまでの学びから、卒業論文に向けて自身の関心に応じた学びを深め、テーマを模索する科目である。そのうえで、4年次配当の「卒業研究」では、4年間の集大成として自らのテーマで探究を深める。これらの科目によって、知識を受動的に習得するだけでなく、卒業後も学生が自分自身で専門職として能力を磨く、自己研鑽力を養う。

イ 教職コア科目

教職コア科目では、「教職概論」といった校種を越えて学ぶ必要がある科目は、必修科目として設定した。例えば、「教育方法の理論と実践」では、教育方法の歴史的展開から反転学習など最新の教育・学習方法に至る教育方法の展開の変遷を学ぶと同時に、こうした知見を土台にマイクロティーチングを実践するなど、主体的・対話的な学習を行う。他にも、「教育社会学」、「特別支援教育入門」、「教育原理」、「学習・発達論」「教育の制度と経営」、「教育相談の理論と方法」といった、すべての学校種において共通の基礎となる科目を学ぶ。

他方で、校種を越えて共通した部分を持ちつつも、学校種に応じて専門的な学びが必要な科目は、選択科目として設定した。例えば、「幼児教育の計画と評価」と「教育課程の意義と編成」では、いずれもカリキュラムに関わる内容を学ぶものの、前者は保育所及び幼稚園、後者は小学校・中学校・高等学校が主なターゲットとする発達段階に重きを置いた学びが行われる。そのほかにも、「幼児理解の理論と方法」、「道徳教育の理論と方法」などが含まれる。

ウ 教職実践科目

教職実践科目には、後述の各系列での学びを前提に、保育・教育現場で実習をする科目が含まれる。例えば、3年次で学ぶ「教育実習（幼）」は、幼児教育系列の「領域に関する専門的事項に関する科目（「子どもと環境」など）」及び、各領域の「指導法に関する科目（「保育内容（環境）」など）」での学びを前提に行われる。事前指導を経て、実習に参加したのち、事後指導を受け、その後4年次の「教職実践演習（保・幼）」において、実習を振り返り、課題を明確にしたうえで指導力の向上を図る。こうした学びが、他の学校種においても用意されている。

エ 教職発展科目

教職発展科目は、教職コアカリキュラムの学びを深める「学校教育論」といった科目とともに、専門的な内容に特化した「教育評価論」や「実技研究（音楽）」、「プログラミング教育論」など、他の科目とは異なる角度から教育に迫る発展的な科目を設定している。例え

ば、「教育評価論」では、コンピテンシーベースのカリキュラムとなった学習指導要領に対応して、学習者の能力を効果的に引き出し、それを評価するための理論と方法について学ぶ。これらの科目を学ぶことで、現代の学校教育現場において、何らかの強みを持って働くことができる人材を育成する。

オ 専修専門科目（幼児教育専修科目、学校教育専修科目）

主とする免許種に応じて、幼児教育専修と学校教育専修に学生を分ける。学生が、自身の進路に応じて単位を取得できるように、幼児教育専修の学生を主な対象とする、保育教育系列及び幼児教育系列、他方で、学校教育専修の学生を主な対象とする、小学校教育系列及び英語教育系列をそれぞれ設定している。

a 幼児教育専修科目（保育教育系列、幼児教育系列）

この区分に含まれる科目では、幼児期を中心とした子供の心と発達を理解する科目や、子供の生活世界をやや広く捉えて考察し、人権・福祉・地域・社会などについて、子供との相互作用を学ぶ育てに関わる科目が含まれる。具体的には、第一に保育教育系列である「子どもの食と栄養」、「保育の心理学」、「子ども家庭支援の心理学」などが含まれる。第二に、幼児教育系列である「保育内容（環境）」など、幼稚園教育要領の5領域、すなわち健康・人間関係・環境・言葉・表現といった、幼児期の学びの各領域について包括的に学ぶ科目や、子供とのコミュニケーションの基本となる表現に関わる科目が含まれる。

b 学校教育専修科目（小学校教育系列、英語教育系列）

この区分に含まれる科目では、小学校の教員として学ぶべき科目や、中学校・高等学校の英語科教員として学ぶべき科目が含まれる。第一に、小学校教育系列では、「小学国語」など各教科に関する科目や、これを前提に各教科の指導法を学ぶ「国語科指導法」などの科目が設定されている。昨今の教育課程改革を踏まえ、「児童英語」、「英語科指導法」といった科目は今日の初等教育の変化に対応する科目であり、こうした変化にも対応できる人材を育成する。

第二に、英語教育系列には、中学校及び高等学校の英語科の教員免許状の取得に必要な科目が含まれる。「Reading and Writing A・B」、「Speaking and Listening A・B」など英語の運用能力を高める科目、英語の教科指導法のほかに、体系的な英語教育の土台となる英語学の基礎的知識を得る科目、異文化理解を深める科目を配置する。特に、早期英語教育を本学科の特色としており、「早期英語教育基礎」、「早期英語教育応用 A・B」といった科目を開講する。さらに、発展的な英語教育に携わるため、高度な英語運用能力を身につけることを目指す科目として、「Discussion and Presentation A・B」及び「Academic Writing A・B」を設け、英語による議論や発表、文書作成の能力養成を図る。

カ 特別支援教育科目

特別支援教育科目は、特別支援に関する教育学、心理学、生理・病理学の学問領域から学ぶ科目を設定する。1年次は、視覚聴覚障害について障害教育の学びの導入の科目を配置し、特別支援教育への意欲を向上させるとともに、理論的な基礎を育む「特別支援教育原論」を学ぶ。さらに2年次からは、特別支援に関する教育学、心理学、保健学の学問領域からなる専門科目を学び

学習指導力をつける。3年次からは特別支援教育コーディネーターの役割を意識して、地域や学校の特別支援の拠点として機能できる人材の育成のために「特別支援実践演習 A・B」でマネジメント力、コーディネート力をつける。

(4) 履修順序（配当年次）の考え方

ア 教養教育科目

教養教育科目においては、1年次に、高校での学びと大学での学びを円滑に接続するべく「基礎演習 A」、「基礎演習 B」を配当した。また、1年次前期には、「スポーツと健康」を配置し、保育者・教育者として、運動が心身の発達や健康にもたらす効果を講義と実技の両面から学ぶ。1年次後期には、自らの進路に対する志望を明確化するとともに、関係する子育て支援施設・教育機関に対する理解を促すべく「教育現場体験」を配当した。保育所（認定こども園）や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校にて実習を行うことを通じ、2年次以降に本格的に始まる専門教育科目の学びの基礎となる経験を得る。

3年次には、上記の学びを前提としたうえで「教育学演習 A」、「教育学演習 B」を配置した。プレゼンテーション等を通じアウトプットを行うことで、卒業論文に向けて自身の関心に応じた探究の基礎的な学びを行う。これを前提として、4年次配当の「卒業研究」では、卒業後も学生が自分自身で専門職として能力を磨く、自己研鑽力を養うべく、自らのテーマで探究を深める。

イ 教職コア科目

教職コア科目では、1年次に「教職概論」、「教育社会学」、「特別支援教育入門」、「教育方法の理論と実践」、「教育原理」、「学習・発達論」といった校種を越えて学ぶ必要がある、学校教育に関する基礎的な理解に関わる科目を配置した。これら必修科目を通じて、教育をするという行為そのものの意義について改めて考えるとともに、多様なニーズを抱えた子供も含めた一人一人の発達を支援する教育実践についての学びを深める。2年次には「教育の制度と経営」を配置し、1年次の学びを相対化して、学校を経営する視点、また、それを保障する学校教育制度や法規について学ぶ。3・4年次には、「教育相談の理論と方法」を通じて、これまでの学校をめぐる多様な学びを振り返りながら、教師として、学校として取り組むべき支援について学ぶ。

他方で、校種を越えて共通した部分を持ちつつも、学校種に応じて専門的な学びが必要な科目は、選択科目として設定した。1年次には、「幼児教育の計画と評価」と「教育課程の意義と編成」では、いずれもカリキュラムに関わる内容を学ぶものの、前者は保育所及び幼稚園、後者は小学校・中学校・高等学校が主なターゲットとする発達段階に重きを置いた学びを行う。

このように専修に分かれるため、幼児教育専修の学生は2・3年次には「幼児理解の理論と方法」を選択し、実習に向け幼児の発達特性やそれを生かした教育実践へと展開する方法について学ぶ。一方で、学校教育専修の学生は、小・中・高校で行われる教科外の教育、ないし特別の教科である道徳に関わる科目を選択する。2年次の「道徳教育の理論と方法」、3年次の「総合的な学習の時間の指導法」、3・4年次には、「生徒指導の理論と方法」、「特別活動の理論と方法」、「進路指導の理論と方法」と、時間割に明記される教育、長期的な視点

や、児童生徒との日常的・継続的な関わりによって効果を発揮する教育へと展開し、教師の仕事を含括的に理解する。

ウ 教職実践科目

教職実践科目には、後述の各系列での学びを前提としつつ、保育・教育現場での実習に関わる選択科目を配置した。幼児教育専修の学生は、2年次から3年次にかけて「保育実習指導Ⅰ（保育所）」、「保育実習指導Ⅰ（施設）」、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅰ（施設）」を選択し、実習先で保育士の仕事について体験的に学ぶ。記録の書き方や子供との関わりについて学んだ後、3年次には、「保育実習指導Ⅱ」と「保育実習Ⅱ」、或いは、「保育実習指導Ⅲ」と「保育実習Ⅲ」からいずれかを選択し、より発展的に学ぶ。また、「教育実習（幼）」では、事前指導を経て、実習に参加したのち、事後指導を受け、120時間を超える実習先での学びを整理する。4年次には、「教職実践演習（保・幼）」において、実習を総括し、課題を明確にしたうえで指導力の向上を図る。また、志望に応じて「教育実習（特支）」を追加し、特別支援学校等での教育実践について体験的に学ぶ。

学校教育専修の学生は、2年次の「介護等体験」を通じて、社会福祉のあり方を学ぶとともに、「学校観察実習」を通じて、大学での学びと並行ながら、学校教育現場への関わりを広げていく。こうした体験を前提として、4年次には、「教育実習（小）」を選択するとともに、さらに、志望に応じて「教育実習（中・高）」、「教育実習（特支）」などの実習を追加して、長期的な発達や多様な発達の在り方について体験的に学ぶ。実習先に応じて、4年次の「教職実践演習（小）」、「教職実践演習（中・高）」を選択し、実習を総括し、課題を明確にしたうえで指導力の向上を図る。

エ 教職発展科目

教職発展科目は、3年次の「学校教育論」、「生涯学習論」、「社会制度論」、「教育史」、4年次の「教育評価論」、「教育経営論」、「教育法規」、「実技研究（音楽）」、「プログラミング教育論」、「心身の発達と学習過程」といった、教育学について探究を深め、より専門的な内容に特化した学びを行う、応用に関わる科目を設定した。これらの科目を学ぶことで、現代の学校教育現場において、何らかの強みを持って働くことができる人材を育成する。

オ 専修専門科目（幼児教育専修科目、学校教育専修科目）

前述ウの教職実践科目の「保育実習Ⅰ（保育所）」、「教育実習（幼）」、「教育実習（小）」など実習を中間目標として、履修順序を設定した。

a 幼児教育専修科目（保育教育系列、幼児教育系列）

保育教育系列においては、1年次の「子どもの食と栄養」、「保育の心理学」、「子ども家庭支援の心理学」、「社会的養護Ⅰ」、「保育原理」など、対象理解や養護に関する基礎的な学びを行う。また、「音楽入門」、「音楽実技」を履修し、音楽表現に関わる基礎的な技術を獲得する。2年次には、「保育実習Ⅰ（保育所）」や「保育実習Ⅰ（施設）」までに最低限学ぶべき「保育内容総論」、「障害児保育」などの科目を設定した。3年次前期には、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」に向けて、「保育実習Ⅰ」での経験を振り返りながら、「社会福祉」、「子ども

の保健」などを学び、社会福祉や子育て支援について理解を深める。3年次後期及び4年次には、「子どもの健康と安全」や「キリスト教保育」などを通じて、保育の全体的な計画や特色と関連付けながら、学びを深める。

幼児教育系列においては、幼稚園教育要領に示された5領域に関わる学びを行う。1・2年次に、「子どもと健康」といった領域に関する専門的事項について先に学び、2・3年次に、「保育内容（健康）」といった領域の指導法に関する科目を履修するよう設定した。「教育実習（幼）」までに5領域の専門的事項と指導法について学び、教育実践として展開する。4年次の「保育内容指導法」を通じて、領域を統合した教育実践への理解を深める。

b 学校教育専修科目（小学校教育系列、英語教育系列）

小学校教育系列においては、1・2年次に、「小学算数」といった各教科の専門的事項について学び、こうした教科に関する理解を前提に、2～4年次には、「算数科指導法」といった各教科の指導法を学ぶ。4年次の「教育実習（小）」までに、実習に必要な各教科の専門的事項及び指導法を終えるよう、配当年次を設定している。

英語教育系列においては、2年次では、英語の4技能を強化する科目で国際的な社会で生かされる高い英語の運用能力を身につけるとともに、1年後期から2年次にかけて「異文化理解・異文化理解教育 A・B」で英語圏の言語、文化、社会に対する理解を深める。3年次では、英語科教育法について学ぶとともに、特色科目の英語の高度な運用力を養成する科目の履修を促す。4年次には、「Advanced Reading A・B」、「Academic Writing A・B」を通して、より洗練された英語表現を学び、学校教育現場での指導へと生かす。

カ 特別支援教育科目

特別支援教育科目は、昨今のインクルーシブ教育の重要性を鑑み、専修に関わらず履修できるように設定した。1年次には、分かりやすい障害である視覚障害及び聴覚障害から導入する「視覚聴覚障害教育総論」を配当した。この科目には、ヘレンケラーの伝記や手話の紹介なども組み込み、教養教育科目の「教育現場体験」と併せて、特別支援教育に対する意欲を喚起する。また、基礎的な科目として「特別支援教育原論」や「障害児支援論」を配当し、障害についての理解を深める。

2年後期は、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう発達保障について学ぶ。教育サイドから「発達支援・発達保障論」を、心理サイドから「健康発達臨床心理学」を学び、「チームとしての学校」の視点に立ち、子供の教育的ニーズを踏まえながら、きめ細やかに発達を支えていく力を育成する。

3年次から、知的障害、肢体不自由、病弱児の障害、重複障害など子供の障害の状態を理解するため、「知的障害児等の発達と診断」、「肢体不自由児の保健と指導」、「病弱児の保健と指導」を配当し、発達の段階に応じた組織的・継続的な支援を可能とする教育方法や指導法を研究する演習として「特別支援実践演習」を少人数で実施し、4年次の「卒業研究」、「教育実習（特支）」へと発展させていく。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員配置の方針

本学の専任教員は、①本学建学の精神及び教育理念に相応しい人間性と、②十分な教育研究能力を有することが求められる。

大学設置基準上の要員（本計画の場合は 10 人）を上回る数の専任教員を配置することを教員組織の編成方針としており、教育学部教育学科における専任教員は、教授 14 人、准教授 5 人、講師 5 人の合計 24 人である。

教育学部教育学科は、既設の人間科学部子ども発達学科の学生募集を停止（学生がいなくなるのを待って廃止）し改組するものであり、教員組織も改組前の分野（教育学・保育学関係）を引き継いでいる。

必修科目である教養教育科目の「基礎演習 A・B」、「教育学演習 A・B」、「卒業研究」などについては、それぞれの学校種を専門とする教員を配置している。幼稚園教諭、保育士養成に関する幼児教育関連科目、小学校、中学校、高等学校教諭養成に関する学校教育関連科目、並びに、特別支援学校教諭養成における特別支援教育関連科目についても、実務経験の豊かな教員を積極的に活用している。

(2) 研究分野、実務経験者の配置、保有学位等

平成 24 年 8 月に答申された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」では、教職課程の担当教員については、当該研究分野における研究実績のほか、教員養成に対する関わり方についての明確な考え、実践的指導力育成の観点が重視されている。

本学科の専任教員のうち、実践的指導力を持った教員経験者は、幼稚園・保育教諭として 2 人、小学校教諭 5 人さらに高等学校教諭 2 人、特別支援学校教諭 1 人である。

そのうち教育委員会、教育センター、教育研究所等に所属し、研究専門員や指導主事などを通して、現職教員に対する研修歴がある教員が 5 人さらに、そのうちの 3 人は、現職教員を経て大学院の教育学研究科にて指導者としてふさわしい教育研究実績を積んでおり、実践的指導力や学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる素養を兼ね備えている。

また、専任教員のうち、博士号を持つ教員は 4 人、修士号を持つ教員は 15 人である。専任教員はそれぞれの分野における研究業績を充分満たし、学会においても活動している。

(3) 教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、「別記様式第 3 号（その 3）」のとおりであり、年齢バランスは、30 歳代から 60 歳代まで分布し、教員養成という学科の特性上、現職教員を経た実務家教員を多数採用しているため、やや 60 歳代に偏る傾向がある。教員の定年については、「定年に関する規程（資料 1-1）」で示すとおり満 65 歳であるが、大学が認めれば満 72 歳を上限として段階的に雇用年齢を延長（又は再雇用）できる制度を整備しており、適正な教員組織の形成に配慮しつつ、余裕を持った後任人事を行うことが可能である。

完成年度以降の補充人事については、「教育職員の定年に関する内規（資料 1-2）」で示すように、教学委員会は、各教員の再雇用延長到達年齢の前年度内に雇用計画を決定し、新規

人事を開始する。必修科目については、比較的若い既存の専任教員が担当するため、教育・研究指導體制には影響はない。

しかし、専門教育科目の教職コア科目及び各専修専門科目の幼児教育系列及び小学校教育系列において、高齢である教員が多く存在するので新規人事を起案する。

新規人事については、専門分野に合致し、教育力をもつ比較的若い候補者を募集・採用する。十分な募集期間（1年間）と選考日程を確保しつつ、教育業績審査、研究業績審査、本学の教育研究の理念に適う人物であるかどうかを主眼とする面接審査、模擬授業などの評価を総合的に審査し、補充人事を行い、バランスのとれた年齢構成になるように留意する。

また、定年後の再雇用対象者については、教学委員会からの求めに応じ、定められた年齢において、直近の定期健康診断の結果を提出させており、急な補充人事を行うことがないように配慮している（資料 1-2）。

6 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 授業内容に応じた授業の方法及び1クラス当たりの学生数

開設する科目の内容と目的及び教育効果を考慮して、それぞれに講義形式、演習形式、実技・実習形式の授業方法をとることとする。

なお、1クラスを複数の担当で担当するオムニバス形式による科目がある。その場合、各担当教員の綿密な打ち合わせを実施し、教育内容・効果の平準化をはかる。

全学共通科目は、建学の精神としてのキリスト教主義教育の理念と広く人間の在り方を学ぶとともに、キャリア形成に関する内容、コミュニケーションに関わる内容、現代社会を生きるうえで必要となる教養教育に関する内容から構成し、「保育者」、「教育者」に求められる幅広い教養と豊かな人間性の育成を行う。

外国語科目は、ネイティブ・スピーカー又は日本人教員による週2回の総合英語「General English A・B」によって、教員と学生による双方向型の授業、学生が相互にコミュニケーションをとる活動などを取り入れることで、英語の4技能をバランスよく育成する。2年次には、ネイティブ・スピーカー教員による「Practical English A・B」によって、教員と学生、学生相互の英語によるコミュニケーションを促し、さらなる4技能の充実を図る。1クラスの人数は、25人から30人とする。

専門教育科目における必修科目では、学習方法・研究方法の修得からはじまり、研究課題の設定、卒業研究の作成へと系統的に導くため、1年次から演習形式の授業を取り入れる。1年次における「基礎演習 A・B」では、1クラス20人程度とし、演習形式で実施する。また、「教育現場体験」では、学外の保育現場・学校教育現場を15人程度の少人数グループで訪問し、見学を通じて学ぶ。

選択科目においては、科目内容の性格と目的により、それぞれに講義形式、演習形式、実技・実習形式の授業形態とする。保育者・教育者として高い実践力を獲得するために、多くの演習形式の授業、及び実技・実習形式の授業を取り入れ、能動的な学習が可能な教育方法とする。演習形式としては「保育内容（環境）」など指導法に関する科目を設定している。また、実技・実習形式の科目としては、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅱ」、「教育実習（幼）」、「教育実習（小）」、「教育実習（中・高）」などを設定している。

授業科目は、その内容の難易度を考慮し、1年次の基礎的なものから卒業研究に対応する専門的な内容のものまで系統的に配置し、細かな履修指導を行うものとする。

(2) 履修科目の年間登録上限

各年次に応じて学生が適切に授業科目を履修し、自学自習を行うことができるように、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修登録できる単位数の上限を全学年とも48単位に定める。なお、特に成績が優れている者については、特例として年間の上限単位数を越えて、履修登録を認める場合がある。

(3) 卒業要件

卒業は、「教育課程等の概要」に記す卒業要件単位数（総計124単位）の充足をもって可能とする（下表1参照）。

表1：教育学部教育学科 卒業必要単位数

科目区分		うち必修単位	小計	総計	
(1)全学共通科目	松蔭とキリスト教系列	4単位	12単位以上	124単位以上	
	キャリア系列				
	コミュニケーション系列				
	情報系列	2単位			
	教養系列	2単位			
	健康・スポーツ系列				
(2)外国語科目		6単位 (英語)	6単位以上		
(3)専門教育科目	教養教育科目	13単位	92単位以上		
	教職コア科目	15単位			
	教職実践科目				
	幼児教育専修科目	保育教育系列			
		幼児教育系列			(注1)
	学校教育専修科目	小学校教育系列		(注2)	
		英語教育系列			
特別支援教育科目					
(4)その他、上記(1)~(3)より任意に選択					

【専門教育科目の履修方法について】

- ・幼児教育専修を修了しようとする者は、上表（注1）の幼児教育系列の16科目19単位を必ず履修すること。
- ・学校教育専修を修了しようとする者は、上表（注2）の小学校教育系列の「楽しい理科実験」を除く20科目30単位を必ず履修すること。

(4) 履修モデル

教育学部教育学科では、学生の進路に応じ免許・資格が取得できるよう、主として以下の7つの履修モデルを設定し履修指導を行う。

ア 履修モデル1 (資料 2-1)、履修モデル2 (資料 2-2)

幼児教育専修の学生のうち、保育士資格又は幼稚園教諭のいずれか1つのみ取得を希望する場合の履修モデルである。このモデルでは、それぞれの資格・免許の根拠法令で定められている単位数を修得しても卒業要件の総単数(124単位)までには余裕があるので、ピアノ等の演奏技術の向上を図る「実技研究(音楽)」や、本学と教育理念を同じくするキリスト教主義の施設でどのような保育が展開されているのかを学ぶ「キリスト教保育」などの本学科の特色科目の履修を推奨する。

イ 履修モデル3 (資料 2-3)

幼児教育専修の学生のうち、保育士資格と幼稚園教諭の両方の取得を希望する場合の履修モデルである。それぞれの資格・免許の根拠法令で定められている科目には、共通して開設できる科目があり、二つの資格・免許を選択しても、卒業要件の総単数(124単位)を超えることなく取得することが可能である。

ウ 履修モデル4 (資料 2-4)

幼児教育専修の学生のうち、幼稚園教諭と特別支援学校教諭の二つの免許状の取得を希望する場合の履修モデルである。幼児教育専修では、幼稚園教諭を特別支援学校教諭の基礎となる免許状としており、卒業要件の総単数(124単位)内で取得することが可能である。

エ 履修モデル5 (資料 2-5)

学校教育専修の学生のうち、小学校教諭の免許状のみの取得を希望する場合の履修モデルである。このモデルでは、免許状の根拠法令で定められている単位数を修得しても卒業要件の総単数(124単位)までには余裕があるので、英語教育系列から異文化への理解を深める科目や早期英語教育に関する科目、或いは、教職発展科目から「教育評価論」や「プログラミング教育論」など、教員としての知識・技術を深める科目の履修を推奨する。

オ 履修モデル6 (資料 2-6)

学校教育専修の学生のうち、小学校教諭と中学校・高等学校教諭(英語)の複数免許の取得を希望する場合の履修モデルである。このモデルでは、それぞれの免許状の根拠法令で定められている単位数を修得すると、卒業要件の総単数(124単位)を超えることになる。この旨、学生には十分に説明し理解を得た後に、当該履修モデルを選択するよう指導する。

カ 履修モデル7 (資料 2-7)

学校教育専修の学生のうち、小学校教諭と特別支援学校教諭の二つの免許状の取得を希望する場合の履修モデルである。学校教育専修では、小学校教諭を特別支援学校教諭の基礎となる免許状としているが、小学校教諭の根拠法令で定められている単位数が、幼稚園教諭のそれよりも多く設定されているため、両方の免許状を取得するには、卒業要件の総単数(124単位)を少し超える。この点は、先の履修モデル4と大きく異なる点であるので、誤解のないように、学生に十分説明し理解を得た後に、当該履修モデルを選択するよう指導する。

キ 履修モデル 8

教育学・保育学分野について学びたいが、特に免許・資格の取得を希望しない学生については、前述 1～7 の履修モデルのいずれかをベースにするように指導する。ただし、科目区分の教職実践科目は、教育実習や保育実習に関する科目群であるので、この履修モデルの学生は履修できない。教育実習・保育実習に関する科目を履修しない分生じた余裕は、ベースを置いている学校種以外から、学生自身の興味・関心の深いものをクラス担任のアドバイスを受けながら選択し、卒業要件を充足するように履修していく。

7 施設、設備の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

この度の設置計画は、既設の人間科学部子ども発達学科（入学定員 80 人）を改組し、既設の総合文芸学科（入学定員 50 人）から 40 人の定員振替（総合文芸学科は学生募集停止）を行い、教育学部教育学科（入学定員 120 人）の設置を計画するものである。同時に文学部英語学科の入学定員を 10 人減じて 100 人とすることから、大学全体の入学定員は 20 人減少し、570 人となる。現在保有している校地、運動場は、改組前の 2,360 人の収容定員であっても基準を充分充足し、大学教育に相応しい環境を有しているため、新たな整備は計画していない。

現状の校地、運動場の面積は下記のとおりである。

- ・教育学部教育学科の完成年度の収容定員：2,280 人
- ・校舎敷地 60,370 m²、運動場用地 18,040 m²、合計 78,410 m²（現状と同じ）
- ・体育館は、講堂（1,500 人収容）を兼ねた大体育館と小体育館及びクラブ部室（26 室）と 3 つのミーティングルームがあり、附属建物として、第 2 クラブ室棟（8 室）がある。

(2) 校舎等施設の整備計画

キャンパス内には、14 の建物（体育館、チャペル、食堂、図書館を含む）を配置し、校舎面積は、平成 30 年 4 月現在 37,713 m²である。校舎についても既存の校舎面積で基準を充分上回り、既存設備の有効利用により、学生にゆとりある学習環境を提供することができる。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

大学全体の図書の整備状況は、基本計画書（様式第 2 号）に記載のとおりである。図書館の総面積は 4,154 m²、閲覧室席数は 407 席、蔵書数は約 403,000 冊、雑誌種類数約 3,500 種、AV 資料約 12,200 点であり、本学規模（改組前：学部収容定員 2,360 人）としては数量、内容とも十分と言える。なお、教育学部教育学科の新しい教育分野である特別支援教育の分野については、改組前の子ども発達学科の関連図書として所有しているが、さらなる充実を目指し、平成 30（2018）年度に 100 万円で整備を行う。

OPAC（図書館検索目録）は図書館の内外から検索可能であり、データベースも 8 種類提供している。学生は、モバイル端末から無線 LAN により契約データベースへの接続が可能である。

8 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れに関する方針

本学の入学者受け入れの方針、教育学部及び教育学科の入学者受け入れの方針は、以下のとおりである。

○神戸松蔭女子学院大学 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学へ入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

知識・技能

固定した知識の習得のみに関心を示すのではなく、純真な好奇心をもって、積極的に物事に取り組み、学んでいくことができる基礎的な学力をもつこと。

思考力・判断力・表現力

現在、未完成な面があっても、入学後に、自ら課題を発見し、柔軟な判断力をもって解決にあたり、成果を他人に伝える表現力を伸ばすことに意欲をもつこと。

主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

キリスト教の愛の精神に理解を示し、学生である期間を、自らを向上させることのみを使うのではなく、積極的に周りの人々と関わり協調していく心をもつこと。

○教育学部 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育学部に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

知識・技能

社会や地域への好奇心を持ち、教育の課題に積極的に取り組み学んでいくことができる基礎的な学力をもつこと。

思考力・判断力・表現力

人や社会について考えていこうとする姿勢、自身の課題を改善していく謙虚な判断力、知りえた成果を人に伝えようとする姿勢をもつこと。

主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

他者への愛情と子どもを取り巻く環境と社会への関心を持ち、積極的に社会に貢献しようとする志をもつこと。

○教育学科 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

知識・技能

教育に関わる学びの基礎となる知識と必要な情報を見出すことのできる文章読解力をもつこと。

思考力・判断力・表現力

子どもの成長・発達に加えて子どもを取り巻く環境と社会に関心を持ち、子ども及び教育・保育に関わる問題について、専門的な知識・技能を求めて自ら学び考え、人に伝えようとする姿勢をもつこと。

主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

教育・保育への熱意をもちながら、コミュニケーション能力を生かして人と協働し、積極的に社会に貢献しようとする志をもつこと。

(2) 選抜方法

入学者選抜は、前述の入学者受入れの方針を基に、特別入学試験、推薦入学試験、一般入学試験及びセンター試験利用入学試験により行う。本学科の入学定員は120人とし、これを幼児教育専修80人と学校教育専修40人に分けて募集する。なお、一般入試及びセンター試験利用入試による募集人員は、61人を予定している。

ア 特別入学試験

a 指定校推薦

本学が指定した高等学校等の校長の推薦を受けた本学を専願する受験生に対し、推薦校での評定平均値と本学で実施する面接により可否を決定する。

b 松蔭高校生特別推薦選考

同一法人下にある松蔭高等学校で、推薦基準を基に校長の推薦を受け、本学を専願又は併願する受験生に対し、本学で実施する学力試験の結果と松蔭高校からの調査書を基に可否を決定する。

c AO（アドミッションズ・オフィス）入試

時期を分けて2回（Ⅰ、Ⅱ）実施する。学力試験では測れない優れた能力を持ち、本学で積極的に学ぶ意欲の強い受験生に対し、エントリー書と本学で実施する面接（実技、発表等を含む）及び出身校の評定平均値（Ⅰ期は除く）を基に可否を決定する。なお、エントリーには本学で開催するオープンキャンパスに参加して事前面談を受ける条件を課す。

d 有資格者特別入試

本学部が指定する、本学部での学びにあった資格を有する者で、本学で積極的に学ぶ意欲の強い受験生に対し、提出された自己アピール書と本学で実施する面接を基に可否を決定する。

e スポーツ優秀者推薦選考

本学が指定する対象種目で優れた戦績を収め、本学のクラブにおいて継続して活動を行うと共に、本学で積極的に学ぶ意思が強く、出身学校長・本学クラブ顧問の推薦を受けた受験生に対し、戦績と本学で実施する実技並びに面接を基に可否を決定する。

f その他の選考

社会人を対象にした社会人特別入試と帰国子女を対象にした帰国子女特別入試を行い、本学で実施する学力試験の結果と面接を基に可否を決定する。なお、学力試験は英語、国語、理科（生物又は化学）、数学から1教科選択する。

イ 推薦入学試験

時期を分けて3回（A、B、C）実施する。本学を専願又は併願し、出身学校長の推薦が得られる受験生に対し、学力試験の結果と推薦校での評定平均値を基に可否を決定する。なお、学力試験は、推薦入試A日程では英語、国語、理科（生物基礎、化学基礎、生物、化学から

二つ選択) から 2 教科選択、推薦入試 B 日程では英語、国語と、理科又は数学の三つから 2 教科選択、推薦 C では英語と国語から 1 教科選択する。

ウ 一般入学試験及びセンター試験利用入学試験

a 一般入学試験

時期を分けて 4 回 (A、B、C、D) 実施する。学力試験の結果を基に合否を判定する。なお、学力試験は、一般入試 A 日程では英語、国語と、理科 (生物又は化学) 又は数学の三つから 2 教科選択、一般入試 B 日程と C 日程では英語、国語、理科から 2 教科選択、一般入試 D 日程では英語と国語から 1 教科選択する。

b センター試験利用入学試験

募集時期を分けて 4 回 (A、B プラス、C、D) 実施する。センター A と C では 2 教科・2 科目の結果で合否を判定する。第 1 判定教科として外国語 (英語) 又は国語から 1 教科選択、第 2 判定教科として第 1 判定教科で使用しなかった教科と地理歴史、公民、数学、理科から 1 教科 1 科目を選択する。センター D では 3 教科・3 科目の結果で合否を判定する。第 1 判定科目として外国語 (英語) 又は国語から 1 教科選択、第 2 判定教科として第 1 判定教科で使用しなかった教科と地理歴史、公民、数学、理科から 2 教科 2 科目を選択する。センター B プラスでは、一般入試 B 日程の受験生を対象に一般入試 B 日程の学力試験の結果 (2 教科) とセンター試験の結果 (1 教科) を総合して合否を判定する。なお、センター試験の結果は、100 点満点に換算後の外国語 (英語)、国語、地理歴史、公民、数学、理科から最も高得点の 1 教科を採用する。

入学者の選抜は、学長を議長とする入試総務委員会が責任をもって中立・公正に実施し、合否案を作成したのち教授会で決定する。入学者選抜の実施にあたっては、実施マニュアルを基に事前に担当教職員に対する説明会を行い、円滑な実施に努めている。

学力試験の問題は、入試総務委員会の下に教科・科目別の問題部会を設置し、作成及び編集・校正を行っている。問題部会内では作題者以外の相互チェックを強化し、ミスの防止に努めている。

9 取得可能な資格

教育学科では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校及び高等学校教諭一種免許状 (英語)、特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者) を取得することができる。

なお、学生の希望により、主たる免許の隣接校種の資格・免許も取得可能とするが、主たる免許以外も併せて取得するためには、卒業要件の 124 単位を超えて単位を修得しなければならない場合があることを、事前に指導したうえで履修を許可する。

その他、本学科で取得可能な資格は、以下に示す通りである。

○幼児教育専修で取得可能な主たる資格

- ・保育士資格（国家資格）
- ・幼稚園教諭一種免許状（国家資格）、
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）（国家資格）

○学校教育専修で取得可能な主たる資格

- ・幼稚園教諭一種免許状（国家資格）、
- ・小学校教諭一種免許状（国家資格）
- ・中学校教諭一種免許状（英語）（国家資格）
- ・高等学校教諭一種免許状（英語）（国家資格）
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）（国家資格）

○教育学科で取得可能なその他の資格

- ・司書（国家資格）
- ・ピアヘルパー（民間資格）
- ・社会福祉主事（任用資格）（公的資格）
- ・児童指導員（任用資格）（公的資格）
- ・児童の遊びを指導するもの（児童厚生員）（任用資格）（公的資格）

10 実習などの具体的計画

本学部教育学科は、保育士養成課程と教職課程の二つの養成課程を設置する。

保育士養成課程は、指定保育士養成施設の認可を受け、保育士資格が取得できるカリキュラムを設ける。実習については、厚生労働省の「指定保育士養成施設の指定基準」及び「保育実習実施基準」に基づき、2年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅰ（施設）」、3年次の「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」において定められた時間の実習を行う。

教職課程は、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）の教職課程認定を申請し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職員免許状を取得できるカリキュラムを設ける。実習については、幼稚園教諭免許状取得を目指す学生は3年次の「教育実習（幼）」、小学校教諭免許状取得を目指す学生は4年次の「教育実習（小）」、中学校教諭免許状を目指す学生は4年次の「教育実習（中・高）」、高等学校教諭免許状を目指す学生は4年次の「教育実習（中・高）」又は「教育実習（高）」、特別支援学校教諭免許状を目指す学生は4年次の「教育実習（特支）」において免許法に定められた時間の実習を行う。また、小学校教諭及び中学校教諭の免許状取得を目指す学生は、介護等体験特例法に定められた「介護等体験」を2年次で行う。

教職課程の大学が独自に設定する科目に「学校観察実習」を設置する。この実習は、教育現場の実態を知るため、2～4年次に行う。「学校観察実習」は、教育実習前には自己の適性を知り、教職への意欲を高めることができ、教育実習後にはサポート体験を通して、子供理解に基づく支援について理解を深めることができる。

(1) 保育実習

ア 実習先の確保の状況

保育実習については、指定保育士養成施設として「保育実習実施基準」に定められる種別の実習施設において行う。具体的には、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅱ」については、保育所、幼保連携型認定こども園又は、児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（小規模保育A・B型）若しくは同条第12項の事業所内保育であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けた施設（事業所内保育事業）で実習を行う。

「保育実習Ⅰ（施設）」、「保育実習Ⅲ」については、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園で実習を行う。

本学の指定保育士養成施設の学生の定員は、80人である。いずれの保育実習においても80人の学生が実習を行うための十分な保育所及び施設等の実習先を確保している。保育所及び施設の名称や実習受入可能人数等については、別紙資料3のとおりである。

イ 実習先との契約内容

保育士養成課程では、実習の実施にあたり、実習期間、実習計画報告、実習委託料、個人情報取り扱い等について委託契約書により委託契約を締結する。また、実習生には、誓約書を作成させ実習前に実習校へ提出する。

ウ 実習水準の確保の方策

保育士養成課程では、全国保育士養成協議会が示す『保育実習指導のミニマムスタンダード(2017年版)』に準じて『保育所実習運営要綱』及び『施設実習運営要綱』を作成し、教育実習の内容及び方法について実習前に実習校へ提出している。

緊急時には、電話やメールによりいつでも連絡できる体制を整え、必要に応じて実習指導協議会や教職支援センター委員会で協議を行う。実習の支援は、教育実習指導担当教員や実習の巡回指導を行う教員及び教職支援センターの職員が連携し行う。

エ 実習先との連携体制

保育実習指導担当教員は、教職支援センターと連携し、保育実習の前年度（1年次）から実習生の実習先の配当や実習期間の調整にあたる。また、学内において実習指導協議会を組織し、実習全般にわたる運営と企画に責任を持ち、以下の事柄について協議し決定する。

- ① 保育実習計画の立案
- ② 実習要綱、実習の手引き、手続ガイドの作成
- ③ 実習生名簿の作成
- ④ 実習記録の作成
- ⑤ 事前・事後指導方針の策定
- ⑥ 実習校との連絡体制の構築

- ⑦ 実習実施に伴う諸問題への対応
- ⑧ 巡回指導計画の立案
- ⑨ 実習の反省と今後の方針

オ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

保育実習に参加する学生に対しては、麻疹、風疹の抗体価検査を実施し、抗体値を有していると判定された学生のみ実習に参加させる。抗体値が不足している学生については、予防接種を受けるよう指導する。

また、必要に応じて赤痢菌、サルモネラ菌、大腸菌 O-157 等の検査を実施する。検査結果で陽性となった学生については、治療後、再検査を実施し、陰性が確認できるまで実習を延期する。

実習中の事故等の不測の事態に対しては、全実習生を学研災付帯賠償責任保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に加入させ対応する。

カ 事前・事後における指導計画

保育実習は、保育や養育の場に直接入り、保育や養育が具体的に展開される場に身をおき、子供、利用者、保育者と生活をともにし、自らの直接体験を通して、保育士養成カリキュラムの中で学んだ知識・理論を活用し、応用力と実践力を養うための活動である。

「保育実習Ⅰ」の事前指導においては、実習の意義や目的を指導するとともに、実習の段階、方法、内容や実習施設について理解させる。また、保育士の保育の流れ（デイリープログラム）や実習の記録（実習日誌、指導計画）の書き方を学ぶ。事後指導においては、実習での体験を振り返り、保育という職務あるいは保育士という職業に関する学びを深める。「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」を履修するために必要な学習項目は何か、どのような知識や技術、態度を身につけなくてはならないか、今後の自己課題を明確にする。

「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」は、「保育実習Ⅰ」の経験を踏まえ、より深く観察し、また、保育全般に積極的により深く参加することにより、保育所・施設に求められている役割と機能、保育士に求められている専門性について理解を深める。事前指導では、子供の最善の利益を考慮した保育の具体的理解、子供の保育と保護者支援について学び、子供の状態に応じた適切な関わりや、保育の表現技術を生かした保育など保育実践力を身につける。事後指導では、実習の総括を行う。実習評価表や実習日誌などを見返し自己評価を行い今後の課題を明確にする。

キ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

保育所・施設と綿密な連絡及び指導体制がとれるよう、学科教員、教職支援センター所員・職員を配置する。

実習期間中に学科教員が全実習生の巡回指導を行う。巡回指導では、実習生と指導教諭、園長等を交えて、反省会を持ち、実習校の意見・要望を聞き、必要に応じて個別指導も行う。

巡回指導の内容は、報告書として保育実習担当者へ提出し、実習の一層の充実に努める。

ク 実習施設における指導者の配置計画

各実習校には、実習指導協議会で選出した教員を配置する。配置された教員は、巡回指導を行い、実習校の意見・要望を聞き、必要に応じて個別指導を行う。実習後、実習評価について保育実習指導担当教員に報告を行う。

ケ 成績評価体制及び単位認定方法

保育実習指導担当教員が、実習校からの成績評価、出勤簿、実習日誌、指導計画、実習レポート、さらに「保育実習指導」の事前・事後指導における課題及び出席態度等を総合的に評価する。評価項目表については、別紙資料5のとおりである。

コ その他特記事項

併設の松蔭おかもと保育園と連携し、保育実習の内容の検討を行うなど、学生の保育実践力の向上を図る。また、特別な配慮が必要な学生の実習については、実習生が不安なく実習ができるように松蔭おかもと保育園と事前に協議し、適切な支援ができるように努める。

(2) 教育職員免許法施行規則に定める教育実習及び介護等体験

ア 実習先の確保の状況

教育実習については、教職課程認定申請の審査基準である教職課程認定基準の「11 教育実習等」の定め（別紙資料3の7頁参照）に基づき、学校種ごとに入学定員に応じて必要とされる学級数等を十分に確保している。

授業科目ごとの状況は、「教育実習（幼）」は、実習提携幼稚園・こども園において85人分の実習先を確保、並びに神戸市、大阪市、尼崎市の教育委員会において実習の受入承諾を得ている。「教育実習（小）」は、神戸市、大阪市、尼崎市の教育委員会において実習の受入承諾を得ている。「教育実習（中・高）」は、中学校若しくは高等学校で実習を行う。中学校の実習先としては、実習提携学校において43人分の実習先を確保、並びに神戸市、大阪市、尼崎市の教育委員会において実習の受入承諾を得ており、高等学校の実習先としては、「教育実習（高）」と合わせて、実習提携学校において157人分の実習先を確保、並びに神戸市教育委員会において実習の受入承諾を得ている。なお、「教育実習（中・高）」と「教育実習（高）」は、いずれか1科目のみを選択履修する。「教育実習（特支）」は、実習提携学校において101人分の実習先を確保、並びに神戸市、尼崎市の教育委員会において実習の受入承諾を得ている。

各教育委員会の受入承諾分については、本学から実習先や学校別の受入人数を指定することはできない。しかし、各教育委員会では、各学校種とも多数の学校・園を所管しており、教職課程認定基準11の定めに沿った適当な学校が配当される。

教育実習に関する受入先確保の状況及び各教育委員会が所管する学校一覧は、別紙資料3のとおりである。

イ 実習先との契約内容

教職課程では、教育実習校と個人情報保護や事故防止の観点から誓約書を作成する。誓約書は、学生に署名させ実習前に実習校へ提出する。

ウ 実習水準の確保の方策

教職課程では、教育実習要綱に教育実習の内容及び方法を記載し、実習前に実習校へ提出している。緊急時には、電話やメールによりいつでも連絡できる体制を整え、必要に応じて実習指導協議会や教職支援センター委員会で協議を行う。実習の支援は、教育実習指導担当教員や実習の巡回指導を行う教員及び教職支援センターの職員が連携し行う。

エ 実習先との連携体制

教育実習指導担当教員は、教職支援センターと連携し、教育実習の前年度（2年次又は3年次）から実習生の実習先の配当や実習期間の調整にあたる。また、学内において実習指導協議会を組織し、実習全般にわたる運営と企画に責任を持ち、以下の事柄について協議し決定する。

- ① 教育実習計画の立案
- ② 実習要項、実習の手引き、手続ガイドの作成
- ③ 実習生名簿の作成
- ④ 実習記録の作成
- ⑤ 事前・事後指導方針の策定
- ⑥ 実習校との連絡体制の構築
- ⑦ 実習実施に伴う諸問題への対応
- ⑧ 巡回指導計画の立案
- ⑨ 実習の反省と今後の方針

オ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

教育実習に参加する学生に対しては、麻疹、風疹の抗体価検査を実施し、抗体値を有していると判定された学生のみ実習に参加させる。抗体値が不足している学生については、予防接種を受けるよう指導する。

また、必要に応じて赤痢菌、サルモネラ菌、大腸菌 O-157 等の検査を実施する。検査結果で陽性となった学生については、治療後、再検査を実施し、陰性が確認できるまで実習を延期する。

実習中の事故等の不測の事態に対しては、全実習生を学研災付帯賠償責任保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に加入させ対応する。

カ 事前・事後における指導計画

教育実習は、教職を目指す学生が、これまで学んできた専門的な理論や知識・技術を教育現場で実践に結び付ける貴重な体験の場である。事前指導においては教育実習の意義と目的を確認し、教育者としての自覚と責任感を持ち、教育実習に対する意欲と心構えをもって臨むことができるようにする。そのために、実習記録の取り方や、教師の1日の生活について学ぶとともに、幼稚園で実習を行う学生に対しては模擬保育、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で実習を行う学生に対しては模擬授業を行う時間やロールプレイを行う時間を設定し、実習の準備となる指導を行う。

事後指導においては履修カルテやチェックリストを通じて、自己評価を行い、今後の課題

を明確化し、その課題解決に向けた学生の学びを具体化する。加えて、実習を踏まえ、学校（園）の安全管理、防災、及び保護者対応といった危機管理についてディスカッションを交えながら学ぶとともに、こうした問題にチーム学校として取り組む教師の役割について学ぶ。

キ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

学校・施設と綿密な連絡及び指導体制がとれるよう、学科教員、教職支援センター所員・職員を配置する。

実習期間中に学科教員が全実習生の巡回指導を行う。巡回指導は可能な限り研究授業（保育）とする。授業参観後、実習生と指導教諭、学校長（園長）等を交えて、反省会を持ち、実習校の意見・要望を聞き、必要に応じて個別指導も行う。

訪問指導の内容は、報告書として教育実習担当者へ提出する。また、実習状況の的確な把握のため、実習期間中も松蔭 manaba（LMS: Learning Management System 学習管理システム）を用いて指導を行い、実習の一層の充実に努める。

ク 実習施設における指導者の配置計画

各実習校には、実習指導協議会で選出した教員を配置する。配置された教員は、巡回指導を行い、実習校の意見・要望を聞き、必要に応じて個別指導を行う。実習後、実習評価について教育実習指導担当教員に報告を行う。

ケ 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習指導担当教員が実習校からの成績評価、出勤簿、実習日誌、観察記録や指導教案、実習生自身による自己評価、さらに「教育実習」の事前・事後指導における課題及び出席態度等を総合的に評価する。評価項目表については、別紙資料5のとおりである。

コ その他特記事項

「介護等体験」（2単位）は、小学校教諭及び中学校教諭の免許状の取得を目指す学生に介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）で定められた実習である。個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実に資する観点から、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を目的とした実習である。兵庫県教育委員会が配当する兵庫県の特別支援学校においての2日間の実習と、社会福祉法人光朔会高齢者総合福祉施設オリンピア兵庫（神戸市兵庫区小松通 5-1-14）においての5日間の実習を行う。

「学校観察実習」（1単位）は、神戸市教育委員会との連携により『神戸市スクールサポーター制度』を活用した学校現場体験実習である。事前指導4時間と事後指導4時間を行い、半期又は通年で15回以上の体験実習に参加する。体験実習では、教育委員会から配置された小・中学校において授業の指導補助、学級活動や行事の指導補助などの活動を行う。実習では教育の厳しさや喜びを体験でき、教職を目指す自覚も高められるだけでなく、人間理解を深め、自己啓発の機会となる。

11 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

本学部教育学科では、「教育現場体験」、「海外教育実習（隔年開講）」の2種類の学外実習を設定している。実施の具体的計画は、以下のとおりである。

(1) 実習先の確保の状況

ア 受入れ人数（平成30年3月31日現在）

- ・「教育現場体験」120人（うち、幼児教育専修80人、学校教育専修40人）

保育所	6機関	80人（幼児教育専修の学生が対象）
幼稚園（認定こども園）	6機関	120人
小学校	5機関	120人
中学校・高等学校	1機関	40人（学校教育専修の学生が対象）
特別支援学校	5機関	120人
- ・「海外教育実習」1機関 15人（任意参加、学費以外に旅費等実費が必要。）

イ 業種・職種

- ・「教育現場体験」保育所、幼稚園（認定こども園）、小学校、中学校・高等学校、特別支援学校
- ・「海外教育実習」保育所、幼稚園、小学校（同一機関内に設置）

ウ 開拓方法など

- ・「教育現場体験」公立の保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校については、神戸市教育委員会を通じて紹介を受け、私立の保育所、幼稚園（認定こども園）、中学校・高等学校、特別支援学校（施設）については、本学と各学校園との個別の協定にもとづき研修受け入れを依頼している。
- ・「海外教育実習」本学とアデレード大学（オーストラリア）との交流協定にもとづき、英語及び幼児・児童教育に関する研修の受け入れ先として、現地小学校・幼稚園の紹介を受けている。

(2) 実習先との連携体制

- ・「教育現場体験」の実習内容については、受け入れ先機関と担当教員が協議をしながら策定している。実習実施時には、担当教員が付き添い、実習の実施状況・経過の確認を行っている。
- ・「海外教育実習」の実習内容については、受け入れ先機関と本学との協議によって策定している。実習実施期間を通じて担当教員が付き添い、受け入れ先機関の担当者との協議を重ねながら、実習の実施状況・経過の確認を行っている。

(3) 成績評価体制及び単位認定方法

ア 成績評価

- ・「教育現場体験」においては、実習の具体的状況を報告する「学外実習レポート」、実習全体を総括する「総括レポート」により評価を行う。
- ・「海外教育実習」においては、「実習計画」、実習の状況を報告する「プレゼンテーション」、

及び「海外教育実習報告書」の作成により評価を行う。

イ 単位認定

- ・「教育現場体験」においては、事前指導 90 分×5 回、現場見学と実地体験 4 回、事後指導とレポート作成 90 分×3 回を行うことにより 1 単位を認定。
- ・「海外教育実習」においては、事前研修 90 分×7 回、現地での実習 5 日間、事後研修 90 分×1 回を行うことにより 1 単位を認定。

12 管理運営

教学関係の管理運営は、教授会、教学委員会、各種委員会により適切な管理運営を図る。教授会については、学則に次のように定め、当該事項を学長が意思決定するに当たり、意見を述べる審議機関として運営する。

第 55 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学校がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

なお、教授会は、専任の教授、准教授及び講師をもって組織し、原則として、月 1 回開催する。

教学委員会については、教学機構に関する規程に「教育研究に関する重要事項を審議・執行する機関として、学長を議長とする教学委員会を置く。」と定めている。教学委員会は、委員長を学長とし、副学長 2 人、学生部長、教務部長、事務局長の 6 人の委員で構成され、さらに理事長、学生課長、教務課長が陪席し、毎週開催する。学長の意思決定に資するため、重要事項について審議し、所定の取り扱い（制度・規則・規程・慣行）であっても重要事項については報告を行い、適切な管理運営を図る。

また、各種（専門）委員会の多くは教学委員が委員長を務めており、当該委員会が所管する重要事項については教学委員会に報告されることにより、円滑な管理運営を図ることとする。

13 自己点検・評価

本学では、大学全体の内部質保証の責任を負う組織として、平成 27（2015）年から「教学マネジメント会議」を、平成 5（1993）年から「自己点検・評価運営委員会」を設置している。

「教学マネジメント会議」は、学長、副学長、学生部長、教務部長、学部長、全学共通教

育センター所長、研究科長、事務局長、教務課長、その他学長が指名する者で組織している。教学マネジメント会議は、本学の建学の精神に則って、教学に関する全学的方針の企画、立案及び執行方法について審議することを目的としている。

また、「自己点検・評価運営委員会」は、学長、副学長、教務部長、学生部長、事務局長、入試部長、学部長、研究科長、全学共通教育センター所長、外国語教育センター所長及び事務部門1人で組織している。平成27(2015)年度には、基準1：理念・目的、基準2：教育研究組織、基準3：教員・教員組織、基準4：教育内容・方法・成果、基準5：学生の受け入れ、基準6：学生支援、基準7：教育研究環境、基準8：社会連携・社会貢献、基準9：管理運営・財務、基準10：内部質保証について点検した「自己点検・評価報告書」を作成し、大学基準協会の認証評価を受け「適合」との評価を受けた。これらの自己点検・評価の成果である自己点検・評価報告書は、文部科学省、大学基準協会、他大学等に送付するとともに、大学の社会的責任や情報公開の観点から本学ホームページにおいて公開している。

一方、全教員は、半期ごとに実施される授業評価アンケートなどを資料として自己点検・評価を行い、全自己点検・評価報告書を課し提出させている。さらに学科、専攻、教育センター、学部・大学院単位で点検をした。授業評価アンケートの集計結果は学内サイトで公開され、授業改善、カリキュラム改革に生かしている。

研究科においては、少人数授業が多いので匿名性確保のため情報教育センターと連携して本学オリジナルのシステムを作成し、ウェブ上での授業評価アンケートの回答という形式をとり、カリキュラム・研究指導・教育環境に関する自由回答も用意し、問題点については研究科長・専攻代表・副学長・教務部長で必要に応じて対応し改善している。

自己点検・評価は全学的な取組であるので、新設する教育学部についても、既設学部等と同様に点検・評価の対象とし、より充実した学部を目指し改善を図る。

14 情報の公表

本学ホームページでは、法令等に定められた公開情報を公開している。

(<http://www.shoin.ac.jp/guide/index.html>)。公開内容は以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること（大学と大学院の教育方針）
- ② 教育研究上の基本組織に関すること（組織図）
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること（大学と大学院の教員組織、教員の学位・業績等）
- ④ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などに関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること（大学と大学院のカリキュラム・シラバス）
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地、校舎の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること

- ⑩ 事業報告書及び財務情報
- ⑪ 自己点検・評価（認証評価）
- ⑫ 設置の趣旨等を記載した書類、設置に係る設置計画履行状況報告書

ホームページ上でシラバスをはじめとする教育情報については公開されており、さらに教員の研究教育業績については、教員研究業績管理システム（研究業績プロ）を活用して随時更新が可能となっている。学外者に対してもホームページ上で全員が公開している。

大学の諸活動については点検・評価を行ってその結果を公表しており、内部質保証に関するシステムは整備され適切に機能している。大学ポर्टレートにも参加し受験生を含む社会に情報を公表している。

教育学部教育学科に関する教育情報、教員に関する情報等についても、ウェブサイト、冊子、パンフレットなどを通じて積極的に情報公開を図る。

15 教育内容などの改善を図るための組織的な研修など

届出時点で以下(1)～(3)を行っている。これらは全学的事項であり、新設する教育学部についても、既設学部等と同様に対象とする。

(1) 教員の資質の向上について

教育活動においては、FD 委員会、大学院では大学院 FD 委員会が中心となって、教員の質的向上のために、①新任教員研修会、②FD 研修会、③授業公開（FD WEEK）、④授業についての学生の意見を聞く会、⑤学生による授業評価アンケート、⑥担当授業に対する自己点検・自己評価を立案実行している。FD 委員会は、副学長、教務部長、学部長、研究科長、各教育センター所長、各学科からの教員によって組織され、授業内容、授業方法を改善し、教育内容を向上させるための全学的取り組みを推進している。

平成 24（2013）年度 4 月から教育業績評価が始まり、新任採用人事、テニユア資格審査などにおいて活用されている。教育業績評価は、(i)教育改善活動 1（授業の改善・実践事例）、(ii)教育改善活動 2（カリキュラム開発、学生の授業外学習促進のための取り組みなど）、(iii)作成した教科書、教材、(iv)教育上の能力に関する自己点検・評価、(v)教育活動におけるその他の事項、の各項目についてポイントを 3 から 0 までつけ評価するものである。現在は研究業績を補完するものとして実施している。

研究活動に関しては、教員の業績をホームページ上で公開するとともに科研などの外部資金の獲得も奨励している。また、学内でも特別研究助成や研究成果公開発表特別助成などで研究を支援するとともに、本学専任教員が海外において公的な国際会議・国際学会などにより講演者・研究発表者として正式な招聘があったときには海外出張補助とするとともに、専攻分野に関する研究を目的とする長期研修、短期研修規程を設けている。

本学では、平成20（2008）年度から研究倫理委員会を設置し本学教員並びにその指導する学生が行う研究、研究成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として研究計画の内容を研究倫理委員会において審査している。研究上の不正行為防止のために、研究者行動規範及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程を設け、研究者の責務を定め、研究環境の整備及び教育啓発に努めている。

また、神戸松蔭女子学院大学における教育における業績が極めて顕著であると認められた本学の教員を表彰するとともに、その教育実践を全学に広め、教育改善を図ることを目的と

した授業における特別表彰規程を設け、優秀教育賞・先進教育賞を表彰している。

(2) 教育・授業支援活動

本学では、比較的早い時期からピアサポートに着目し、特に情報教育の場面で授業に学生が入りサポートを行ってきた。本学の授業補助職員に関する規程によると本学学生に対する教育効果を高め、かつ大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えることを目的とするTA、本学学部生に対し、教育的配慮の下に授業補助業務を経験させることにより自身の学びと成長に資することを目的とするSAを定めている。

また、本学の授業における特別表彰規程によると、優秀教育賞・先進教育賞を表彰者は、優秀教育賞・先進教育賞の授与を受けた科目の授業又は同様の授業をFD WEEKにおいて公開し、他の教員の参観を可能としている。教職員の研修会等において、優秀教育賞及び先進教育賞の受賞者は、授業実践について講演することとし、授業改善の措置に協力している。

(3) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的運営

本学では、他大学のFD・SD活動、大学教育学会などへの積極的な参加により、組織的に授業方法の改善、学生サービスの質的向上に取り組んでいる。例えば、大学コンソーシアムひょうご神戸研修交流委員会が開催したSDプログラム「学生支援」（平成27年）において、「学生サービス（全般）」E班・F班の助言者として神戸松蔭女子学院大学が担当し、新入生オリエンテーション、初年次セミナーなどを含む学生サービスについて研修を深め、学生支援に従事する教職員のスキルを向上させた。

また、本学が独自に行うFD・SD研修会についても、複数回実施している。平成29(2017)年度実施例としては、教職協働を目指して、10月に本学人間科学部子ども発達学科の犬下卓司氏を講師とし、「評価から授業をデザインする」と題して、1時間半のワークショップを開催した。また、平成30(2018)年2月には、山梨学院大学学習・教育開発センター顧問の船戸高樹氏を招聘し、「AI(人工知能)と大学の近未来～神戸松蔭に求められるもの～」を大学職員の研修会として開催した。

16 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取り組みについて

教育学部教育学科が養成すべき人材は、本届出書の「1 設置の趣旨及び必要性」に記したとおりである。つまり「学校教育における専門的知識や社会における子育て支援のスキルを習得させ、学校で教員として活躍できる人材、家庭や地域社会や教育関連企業で教育活動及び子育て支援を推進できる人材」である。ここに本学科が目指す学生の社会的・職業的自立の方向が示されている。これを実現するための指導及び体制は以下のとおりである。

第一に全学共通科目のキャリア系列において、1年次に「キャリアデザインI」を、2年次に「キャリアデザインII」を、それぞれ選択科目として開講する。これらを履修することで、大学生活やその後の生き方・働き方について、学生が見通しを持って行動できるように指導する。さらに1年次の「ホスピタリティ・マネジメント」では、本学科の目標である学校教育や子育て支援への貢献にも欠かせない知識や態度を修得できる。

第二に本学のキャリア教育センターは、松蔭 manaba という学修ポートフォリオにキャリアアコースを設定している。4年間を通じて担任の教員が学生のポートフォリオの作成を指導し、学生一人ひとりの進路に応じたキャリアアドバイスを実施している。具体的には、新入生全員が基礎学力等の調査を目的とする「自己発見レポート」を受け、3年次には就職適性検査「キャリアアプローチ」に本学独自の項目を追加したアンケートを実施している。本学科でも「自己発見レポート」と「キャリアアプローチ」、そして担任教員からの指導により、学生の社会人としての資質・能力の伸長を図る。

第三に専門教育科目では、三つの科目群を履修させることで社会的・職業的自立を促す。(1) 教養教育科目では、4年間を通じて、学科必修の少人数クラスを開講する。1年次の「基礎演習」、「教育現場体験」、3年次の「教育学演習」、4年次の「卒業研究」において、学生の自立につながる個別指導を担当教員が行う。(2) 教職コア科目では、1・2年次を中心に、主として幼稚園と小学校の教職にとって必要な科目を開講する。本学科が養成すべき人材にとって、社会的・職業的自立に直結するカリキュラムと言える。(3) 教職実践科目では、23年次以降に、学生は自らの職業希望に応じて、保育実習や教育実習を履修する。学内での座学だけでは判りにくい自らの適性について実感し、学生一人ひとりが就職への考えを深める貴重な機会となる。

(2) 教育課程外の取り組みについて

第一に本学のキャリアサポートセンターは、キャリア教育センターと連携して就職指導を行っている。1年次の自己分析と職業観の養成から、4年次の就職内定の獲得まで、学生の就職活動を支援するプログラムを充実させている。その具体的な活動として、(1) 職業適性検査、(2) 就職説明会、(3) 就職試験対策講座、(4) 就職ガイダンス、(5) 内定者による相談会、(5) 卒業生との懇談会などがある。とりわけこのセンターの役割は、通常の授業での指導が行き届かない学生を、全学的な広い視野を踏まえて直接に個別指導することである。

第二に本学の教職支援センターは、教職課程の学修支援と教員採用への進路支援を担当している。ここでいう教職には、保育士が含まれている。本学科が目指す学校教育や子育て支援に貢献できる人材の養成に、このセンターが果たすべき役割は大きい。そのための学生支援をさらに充実させるため、保育士・教員を志望する学生に対して、1年次から丁寧なガイダンスを実施し、保育実習や教育実習のために手厚い指導を行い、2年次から4年次までに筆記・面接などの採用試験対策を行っていく。

さらに本センターでは、近隣にある保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校などでのボランティア活動や、各地で開かれる採用試験・就職試験の説明会に、学生が積極的に参加するように支援している。また、このセンターには、学生が自習するための学習室と、教員が指導するためのサポートルームを付設し、いつでも学生が学べる環境を整えている。こうした設備を活用して、改組前の人間科学部子ども発達学科においても、本学教員が採用試験対策セミナーを分担するとともに、外部業者による全国模擬試験や連続講座を実施しており、本学科開設後も、随時、改善充実を図っていく。

(3) 適切な体制の整備について

第一に教育課程内での指導体制を整えるために、本学はキャリア教育の充実のためにキャ

リア教育センターを設置している。このセンターは、各学科及びキャリアサポートセンターと連携して、社会的・職業的自立に向けて学生を手厚く指導している。キャリア教育センターは、(1) カリキュラムの編成、(2) クラス編成、(3) 授業時間割編成、(4) キャリア教育に関する研究開発、学科への科目の提案、などを担当している。さらに、このセンターに資格サポートオフィスを付設し、就職に関わる資格取得を目指す学生を支援している。

第二に教育課程外での指導体制を整えるために、本学は学生の職業的自立のためにキャリアサポートセンターを設置している。このセンターの所管事項は、学生に対する進路指導及び学生・卒業生への就職斡旋指導である。このセンターの機能は、就職指導全般に関与しており、学生個人へのキャリアカウンセリング、就職関連書類の作成指導、各職種に応じた説明会と対策講座、など多岐にわたっている。

第三に教育課程の内外ともに関わる部署として、本学は教職支援センターを設置している。このセンターは教職課程（保育士養成課程を含む）の改善と充実を目的とする。その所管事項には、(1) 教職課程の編成、(2) 教職課程の学修支援、(3) 教員採用への進路支援などが含まれている。そのうち学習支援と進路支援についてはすでに述べたとおりである。また、このセンターには、学生のための学習室と教員によるサポートルームを付設している。

以上に述べたように、教育課程においてキャリア教育を担うキャリア教育センター、教職課程とは別に学生を支援するキャリアサポートセンター、教職を志望する学生を包括的に指導する教職支援センターが、本学にはすでに設置されている。これら三つの部署が連携できる体制をすでに本学は整えている。その協働による指導を通じて、学生の社会的・職業的自立を促すことが、本学科の教育目標の一つである。